

## ドナーミルクの利用拡大を求める意見書

我が国では、出生時体重 2,500 グラム未満の低出生体重児が、約 10 人に 1 人の割合で生まれている。特に、医療的なケアや継続的な支援が必要とされる 1,500 グラム未満の極低出生体重児にとっては、感染症や合併症等のリスクを減らすため、出産後すぐに母乳を与えることが有効とされている。

しかしながら、早産や帝王切開など母体の健康状態等により十分な母乳が得られない場合、他の母親から寄附されて低温殺菌処理した母乳、「ドナーミルク」を提供する取組が重要な役割を果たしている。

現在、我が国では、一般社団法人日本母乳バンク協会と一般財団法人日本財団母乳バンクの 2 法人が国内 3 箇所の母乳バンク拠点の運営を担い、ドナーミルクを医療機関に提供しているが、法的な仕組みとしては位置付けられていない。また、ドナーミルクの使用に伴う費用等が実質的に医療機関の負担となっていることに加え、ドナー登録における事務処理等が登録施設の拡充を阻む課題の一つになっている。

については、国におかれては、低出生体重児等の命を守り、その健やかな成長を支える観点から、次の事項について所要の措置を講じるよう強く要望する。

- 1 ドナーミルクの法的位置付けを早期に明確化するとともに、母乳バンクの運営やドナーミルクの殺菌処理、ドナーの検査等に対する支援を行うこと。
- 2 ドナー登録者数を増やすため、産婦健康診査時や産後ケア等での周知機会の拡大を進めること。
- 3 ドナーミルクについて、医療現場及び国民に対して広く普及啓発を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 7 月 10 日

衆議院議長	森	英	介	殿		
参議院議長	関	口	昌	一	殿	
内閣総理大臣	高	市	早	苗	殿	
厚生労働大臣	上	野	賢	一	郎	殿
内閣官房長官	木	原		稔	殿	
内閣府特命担当大臣 (こども政策)	黄川田	仁	志	殿		

京都府議会議員 荒 卷 隆 三